

参考資料

1 用語解説

あ行

● 育児休業

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づき、労働者は、申し出により、子が1歳に達するまでの間、育児休業をすることができます(一定の範囲の期間雇用者も対象となります)。一定の条件を満たす場合は、子が1歳6か月に達するまでの間、育児休業をすることができます。

か行

● 高齢化率

総人口に占める、65歳以上人口の割合をいいます。

● 合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に産む子の数を示すもので、15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計することで算出されます。

● コーホート変化率法

各コーホート(同じ年又は同じ期間に生まれた人びとの集団のことを指す)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法をいいます。

● 子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

● 子育てコンシェルジュ

子育て中の保護者の立場に立って話を聞き、多様な子育て支援情報やサービスを分かりやすく伝え、適切な支援につなげる専門員のことをいいます。

● 子育て世代包括支援センター

妊娠・出産から子育て期を通して切れ目なく支援を行うために、保健師、看護師等を配置して相談支援等を行います。

● 子ども家庭総合支援拠点

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等を行う機能を担う拠点のことをいいます。

さ行

● CLM(チェックリストイン三重)

三重県立小児心療センター・あすなる学園が作成した「発達チェックリスト」で、発達障害の早期支援をするための手法の1つとなっています。

● 次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備を図ることを目的として、平成15年に制定され、平成17年から10年間の時限立法として施行、さらに平成27年度から10年間延長されました。同法は、次世代育成支援対策について、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業者による行動計

画の策定等、迅速かつ重点的に推進するために必要な事項を定めています。

● 児童の権利に関する条約

「児童の権利に関する条約」は、1989(平成元)年11月20日に第44回国連総会において採択され、わが国については、1994(平成6)年5月22日に効力が生じています。この条約は、児童(「18歳未満のすべての者」と定義。)の人権の尊重、保護の促進をめざしたものです。

● 児童発達支援

障害のある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うことをいいます。

● 児童養護施設

保護者のない児童や家庭での生活環境その他の環境上養護を必要とする児童を入所させて養護し、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能を持つ施設です。



● 新・放課後子ども総合プラン

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと平成26年に「放課後子ども総合プラン」が策定されましたが、学童保育所の待機児童の解消や、学童保育所と放課後子ども教室との一体的な推進等による就学児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした新プランをいいます。

● すくすくルーム

妊娠中から産後にかけての健康管理や、育児、発育・発達に関する相談窓口で、保健師や看護師が常駐している育児相談室をいいます。

た行

● 待機児童

保育所入所申し込みがあり、かつ、入所要件に該当しているものであるが、現に保育所に入所できない(他に入所可能な保育所があるにも関わらず入所しない場合を除く。)状態の子どもをいいます。



● 地域型保育事業

子ども・子育て支援新制度で、市町村による認可事業として、「児童福祉法」に位置づけた給付であり、小規模保育(認可定員6~19人)、家庭的保育(認可定員5人以下)、居宅訪問型保育、事業所内保育がその対象になります。

● 特別支援保育

障害のある子ども等の就学に向けた取組を支援するという視点に立ち、持てる力を高め、生活の困難を改善又は克服することを目的とした保育をいいます。

な行

● 乳児院

保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設です。「児童福祉法」では、「乳児院は、乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」と定めています。

● 認可外保育施設

「児童福祉法」に基づく認可を受けていない保育施設のこと、その設置には「児童福祉法」に基づき都道府県知事への届出が必要となります。

は行

● 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものをいいます。広汎性発達障害とは、(1)社会性の障害、(2)コミュニケーションの障害、(3)想像力の障害とそれに基づく行動の障害、という三つの特徴を持つ障害です。三つの障害が明らかな時は自閉性障害、言葉の遅れがない場合はアスペルガー症候群、特徴が一部もしくは軽度な場合は特定不能の広汎性発達障害とされています。

● 晩婚化・晩産化

晩婚化とは、平均初婚年齢が以前と比べて高くなる傾向をいい、また、晩産化とは、第一子の平均出産時年齢が高くなる傾向をいいます。

● パンダひろば

生後6か月までの乳児と家族に対し、親子どうしでの情報共有と交流の場を提供しています。

● プロジェクトU-8事業

言葉に関する課題や、対人関係・社会性の課題、学習上の基礎的な能力に関する課題のある幼児・児童(4歳～8歳まで)及び保護者を対象に、早期からの対応により、自信を高めていくための教室です。「幼児ことばの教室」「まなびの教室」「ともだちづくり教室」「子どもの見方・ほめ方教室」の4つの教室を設置しています。

● 保育所等訪問支援

障害のある子どもが集団生活を営む保育園や幼稚園等の施設を訪問し、集団生活に適應するために行う専門的な支援をいいます。

● 母性健康管理指導事項連絡カード

主治医等が行った指導事項の内容を、仕事を持つ妊産婦から事業主へ的確に伝えるためのカードであり、事業主は、母健連絡カードの記載内容に応じて勤務時間短縮等の適切な措置を講じます。

● 放課後等デイサービス

学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害のある子どもに対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進を図るとともに、放課後等の居場所を提供するサービスをいいます。

ま行

● 民生委員児童委員

「民生委員法」に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、民生委員は「児童福祉法」に定める児童委員を兼ねています。また、子どもや子育てに関する支援を専門的に担当する民生委員児童委員を主任児童委員といいます。

● メディアリテラシー

メディアを通じた情報を使いこなす能力のことをいいます。



や行

● 四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議

「児童福祉法」に規定する要保護児童並びに配偶者からの暴力を受けた者及びその養育する子の早期発見、適切な保護、適切な支援等を図ることを目的として設置したネットワーク会議をいいます。

ら行

● レスパイト

一時的中断、休息、息抜きという意味です。

● 労働力率

15歳以上人口に占める労働力人口(就業者と完全失業者の合計)の割合をいいます。

わ行

● ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できることをいいます。

2 計画策定の経過

年月日	内容
平成30年8月20日	第1回子ども・子育て会議(平成30年度) ○アンケート調査の内容
平成30年10月26日 ～11月15日	子ども・子育てに関するアンケート調査 【実施状況】(3,500人対象、回収率63.6%) 小学校入学後の学童保育所等の利用に関するアンケート調査 【実施状況】(5,180人対象、回収率82.0%)
平成31年1月31日	第2回子ども・子育て会議(平成30年度) ○子ども・子育てに関するアンケート調査の集計結果(速報値)
平成31年3月16日 25日	四日市市子ども・子育てワークショップ(第1回～第3回) 【参加状況】(第1回 13人 第2回 11人 第3回 12人)
令和元年8月7日	第1回子ども・子育て会議(令和元年度) ○第1期計画の総括(成果と課題) ○第2期計画の骨子(第1章・2章) ～策定の背景と趣旨、基本的な考え方等～ ○就学前教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の 「量の見込み」
令和元年10月10日	第2回子ども・子育て会議(令和元年度) ○第2期計画(第3章)～施策の展開～ ○第2期計画(第4章)～主要事業の量の見込みと確保の方策～
令和元年11月20日	第3回子ども・子育て会議(令和元年度) ○第2期子ども・子育て支援事業計画の素案(全体)
令和元年12月26日 ～令和2年1月24日	パブリックコメント実施
令和2年2月4日	第4回子ども・子育て会議(令和元年度) ○第2期計画(素案)にかかるパブリックコメントの実施結果

3 四日市市子ども・子育て会議委員名簿

氏名	選出団体等	備考
伊藤 礼子	四日市市PTA連絡協議会 副会長	
上野 尚子	四日市市学童保育連絡協議会 会計	
川上 晃	四日市市立小学校長会	
小林 政人	一般財団法人食品分析開発センターSUNATEC 理事	
須永 進	三重大学 教育学部特任教授	会長
田中 麻里子	公募委員	
中山 清司	公募委員	
橋本 宗子	四日市市民生委員・児童委員協議会連合会 主任児童委員部会 部会長	
橋本 真知子	四日市私立保育連盟 理事	
服部 美穂	四日市市子ども会育成者連絡協議会 広報安全部長	
藤澤 和実	四日市市民生委員・児童委員協議会連合会 会長	
藤田 嘉彦	四日市市立保育園連合保護者会 会長	
松永 高弘	四日市私立幼稚園協会 会長	
本弘 東午	エスペランス四日市 施設長	
油田 千鳥	NPO法人四日市まんなかこどもステーション 理事長	

(敬称略、五十音順)

第2期四日市市子ども・子育て支援事業計画

発行	四日市市
発行年月	令和2年3月
編集	四日市市こども未来部こども未来課 〒510-0085 四日市市諏訪町2番2号 TEL 059-354-8038 FAX 059-354-8061

市ホームページ

(<http://www.city.yokkaichi.lg.jp/kosodate-enjoy>)

でも、計画及び事業・サービスの
情報を掲載しております。ぜひご覧ください。